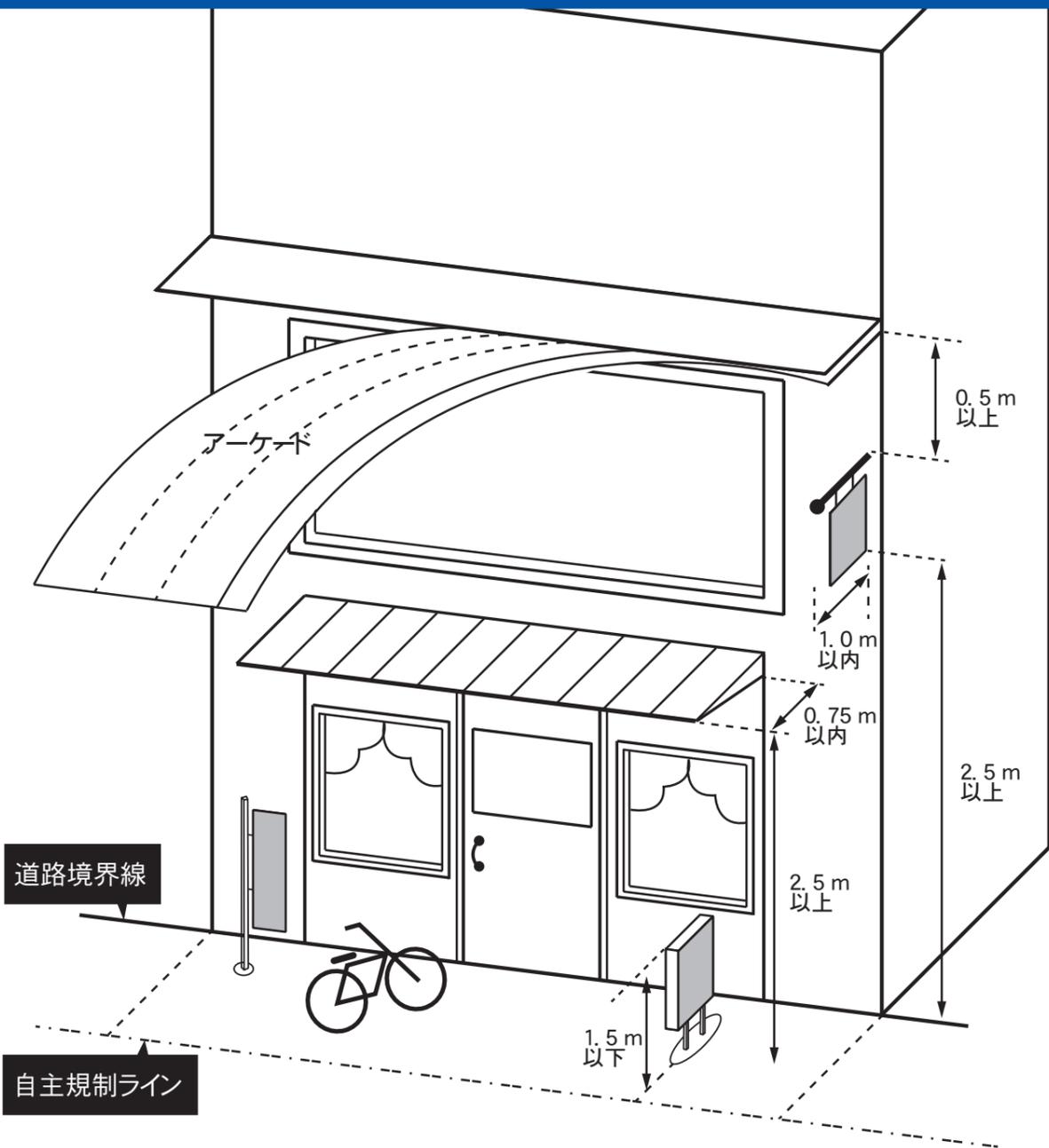


2021年6月改定・元町商店街まちなみ内規ルール<図>



《突出看板》

- 数量は1店舗ひとつまで
- 規模は最小限(デザインの工夫・調和)
- 道路面より下端が2.5m以上かつアーケード下端より0.5m以上の空間をあけて設置(出幅は道路境界線より1.0m以内)
- 隣接店舗の看板に配慮して設置

《日よけテント》

- 道路面より2.5m以上かつ道路境界線より0.75m以内に設置

《音》

- 路上での呼び込みや商店街にむけた騒音は禁止

《臭い》

- 路上または沿道建物からアーケード内への臭いの発生は禁止

《のぼり》

- 原則として設置しない
- やむを得ず設置する場合は、まちなみ委員会の承認を受けること
- オープン時1ヶ月以内の暫定設置については上記の限りではない(下記事項厳守)
 - ・自主規制ライン内で、通行障害かつ隣接店舗の迷惑にならない設置
 - ・建物間口10m未満-1本
 - ・建物間口10m以上-2本まで
 - ・閉店後は必ず撤去

《煙》

- 路上または沿道建物からアーケード内への煙の発生は禁止

《その他》

- 路上でのチラシ配布・プラカード掲示等による販促行為は、まちなみ委員会の承認を受けること

《地上広告物・看板等》

- 原則として設置しない
- やむを得ず設置する場合は、まちなみ委員会の承認を受けたうえで、下記事項厳守
 - ・自主規制ライン内で、通行障害かつ隣接店舗の迷惑にならない設置
 - ・高さ1.5m以下
 - ・自発光式は自粛、点滅式は禁止
 - ・閉店後は必ず撤去
 - ・商品の陳列は禁止

《自転車》

- 通行障害にならないよう、各店舗が責任をもって自主規制ライン内に整理整頓

元町商店街内で営業する店舗・事業所は、このまちなみ内規ルールを守って、快適で賑わいのある商店街環境づくりを共に行っていきましょう。

